

規 則

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第三十八号

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則（平成元年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別記様式（裏）中「~~機密~~」を「~~営業秘密~~」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。